北総線の運賃値下げに係る合意書

千葉県、市川市、船橋市、松戸市、鎌ケ谷市、印西市、白井市、印旛村及び本埜村（以下、「自治体」という。）並びに京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社は、北総線の運賃値下げについて、下記のとおり合意する。

平成２１年１１月３０日

千葉県知事　　森田　健作

市川市長　　千葉　光行

船橋市長　　藤代　孝七

松戸市長　　川井　敏久

鎌ケ谷市長　　清水　聖二

印西市長　　山崎　山洋

白井市長　　横山　久雅子

印旛村長　　佐藤　榮一

本埜村長　　小川　利彦

京成電鉄株式会社
代表取締役社長　　花田　九

北総鉄道株式会社
代表取締役社長　　笠井　孝悦

記

1．自治体の支援は、補助金とし、５年間にわたり３億円／年を支出する。北総鉄道株式会社は５年間にわたり、成田新高速鉄道の運行によって初めて発生する北総線区間内（京成高砂～印旛日本医大間）の純増収入分２．５億円及び自助努力分０．５億円の計３億円／年を拠出する。

また、京成電鉄株式会社は成田新高速鉄道の運行に伴い、北総鉄道株式会社に対し適正な線路使用料を支払う。

なお、初年度の負担方法や各年の支払方法については、別途協議する。

2．上記6億円を原資として、北総鉄道株式会社は、下記のとおり運賃値下げを成田新高速鉄道開業時に行うこととする。

（1）普通運賃5％弱値下げ（△10円～△40円）

（2）通学定期運賃25％値下げ（全線に、現行2市2村並み化）

（3）通勤定期運賃1％強値下げ

以上、平均して概ね4．6％の値下げとなる。

3．上記2．の運賃値下げを実施するにあたり、下記の事項を前提とする。

（1）千葉県は、平成13年の再建支援者間合意の完全履行を初めとして、北総鉄道株式会社の経営の安定化・安定的輸送サービスの継続のために必要となる支援を行うこと。

（2）自治体は連携し、北総線の利用者の増加を図るため、利用促進のための協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく活性化協議会を含む。）の設置を通じて、まちづくり・賑わいの創出、若年層の地域離れの抑制、高齢者の鉄道利用促進等の施策を講じること。

4．北総線の運賃値下げに係る現行の支援期間が終了する平成27年度以降における、本合意書に関する事項については、北総鉄道の経営状況を勘案し、安定的な運賃体系が維持できるよう、関係者間で協議するものとする。

５．関係者は、本合意書に関する事項の実施に関し、必要に応じ協議を行うものとする。

６．その他の細目については、別途関係者が協議して定めるものとする。

北総線の運賃値下げについて、以上のとおり関係者間で合意されたことを確認する。

また、３．（２）により、行われる北総線の利用促進策について、国も可能な範囲で支援する。

国土交通省鉄道局長　本田　勝

北総線の運賃値下げに係る確認書

平成２１年１１月３０日付け北総線の運賃値下げに係る合意書（以下、「合意書」という。）の締結に当たり、下記のとおり確認する。

記

１．千葉県は合意書１．における自治体の支援について、確実な実施のために支障のないよう責任を持って対処すること。

２．合意書４．については、「安定的な運賃を維持する必要は認識しつつも、平成２７年度以降の補助金の支出を現時点で確約することはできない。」との千葉県の立場を踏まえた表現となっているが、鉄道事業者としては「平成２７年度以降の取扱いについては運賃値下げの継続は補助金の支給継続が前提である。」との立場にあることを、共通の認識とすること。

平成２１年１１月３０日

千葉県総合企画部長　　小川　雅司

京成電鉄株式会社
専務取締役　　三枝　紀生

北総鉄道株式会社
代表取締役社長　　笠井　孝悦

以上の内容について、確認する。

国土交通省鉄道局都市鉄道課長　　米田　治